

## 事 前 評 価 調 書

I 事業概要									
事 業 名	治山事業（小規模治山事業（治山施設機能向上））								
地 区 名	豊田市大内町井ノ木沢								
事業箇所	豊田市大内町井ノ木沢								
事業のあらまし	既設治山施設の機能向上を図ることにより、山地災害を防止する。								
事業目標	<p><b>【達成（主要）目標】</b> 法枠工 580 m<sup>2</sup>を既設治山施設の上部法面に設置し、荒廃山腹斜面の保全を図る。</p>								
事 業 費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業費</th><th colspan="3">内訳</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12 百万円</td><td>■工事費 12 百万円</td><td>□用補費 百万円</td><td>□その他 百万円</td></tr> </tbody> </table>	事業費	内訳			12 百万円	■工事費 12 百万円	□用補費 百万円	□その他 百万円
事業費	内訳								
12 百万円	■工事費 12 百万円	□用補費 百万円	□その他 百万円						
事業期間	採択予定年度 平成27年度 着工予定年度 平成28年度 完成予定年度 平成28年度								
事業内容	法枠工 580 m <sup>2</sup> を設置する。								
II 評価									
① 事業の必要性	1) 必要性	当該地域では、既設土留工により山腹荒廃地の復旧がなされたが、上部法面の荒廃が進み山地災害の発生が懸念されている。地元からの事業実施の要望も強いため、治山事業の実施が必要である。							
	判定	A : 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B : 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。							
	【理由】	山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。							
② 事業の実効性	1) 事業計画	平成28年度に工事を 12 百万円で行う計画となっている。 事業期間は平成28年度で、総事業費は 12 百万円の予定である。							
	2) 地元の合意形成	合意済み							
判定	A : 事業計画の実効性が期待できる。 B : 事業計画の実効性が期待できない。								
	【理由】	地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。							
III 対応方針									
妥当である	事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべて A 判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。								
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容									
<p>■対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/>対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>【主な評価内容】 治山施設の整備状況</p>									